

## 急速充電設備の運営に関する覚書

神戸市（以下、「甲」という。）と六甲山牧場運営共同事業体（代表者 一般財団法人神戸農政公社）（以下、「乙」という。）、●●●（以下、「丙」という。）の間において、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車（以下、「電気自動車等」という。）が利用する急速充電設備の運営に関する覚書（以下、「覚書」という。）を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、神戸市立六甲山牧場（以下、「施設」という。）において丙が整備する急速充電設備及び付帯設備（以下、「急速充電器」という。）並びに充電のために電気自動車等が通行及び駐停車する場所について、責任分担及び役割分担等について定めるものとする。

### （業務）

第2条 丙は、「六甲山上（六甲山牧場）における急速充電設備整備事業者公募要領」、「急速充電設備整備に係る仕様書」、「土地賃貸借契約書」及び企画提案した内容を遵守しなければならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

### （善管義務）

第3条 丙は、善良なる管理者の注意義務をもって、急速充電器を運営しなければならない。

### （管理分担）

第4条 甲、乙及び丙（以下、「三者」という。）は、急速充電器並びに当該機器を用いて充電する車両（以下、「充電車両」という。）の通行及び駐停車する場所の管理については、別紙1のとおり、分担するものとする。

2 丙は、別紙1で規定する地下埋設設備（マンホール、油槽等）について、土地賃貸借契約の貸付範囲に関わらず、無償で甲又は乙の使用を認めなければならない。

3 前項の規定において、甲又は乙が使用する場合は、事前に丙に通知するものとする。ただし、施設の供用時間以外の時間に使用する場合は、その限りではない。

4 前三項の規定は、三者以外の者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

### （役割分担）

第5条 急速充電器の運用に係る三者の役割については、別紙2のとおり、分担するものとする。

2 前項に規定する役割以外の対応が必要となった場合は、三者で協議の上、対応するものとする。

### （損害賠償）

第6条 丙は、急速充電器の運営に関し、善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより、甲、乙又はその他の者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2 三者の責に帰さない事由により、その他の者に損害を与えたときは、原則第4条第1項に規定する分担に基づき、損害賠償等の対応を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和15年3月31日までとする。

(指定管理期間終了後の承継)

第8条 甲は、施設の次期管理者を選定する場合、乙から次期管理者へ本覚書を承継させるものとする。

(疑義)

第9条 本覚書に定めのない事項又は疑義については、その都度、三者で協議の上、解決するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、三者で記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

神戸市西区押部谷町高和字性海寺山1577番地の1

乙 六甲山牧場運営共同事業体

代表者 一般財団法人神戸農政公社

代表理事 大崎 克英

●●●

丙

●●●

代表者 ●●● ●●●

管理分担について

平時の急速充電器及び周辺施設の管理分担は、下表及び図のとおり。

項目	管理分担	
	甲又は乙	丙
急速充電器及び設置場所		○
歩行者用の通路	○	
既存の建物・付帯設備	○	
充電車両の駐車場所		○
充電車両の通路（共用部）	協議による※	

※原則として、充電行為に伴わないものは甲又は乙、充電行為に伴うものは丙が管理責任を負うものとする。



※実際の急速充電器の設置場所によって、丙の管理範囲が変わります。

## 役割分担表

急速充電器及び周辺施設に係る三者の役割分担は、下表のとおり※。なお、本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのない事項については、三者が協議の上、定めることとする。

項目	役割	役割分担		
		甲	乙	丙
事故・火災時の対応	消防等への通報		○	
	急速充電器の修理等			○
	その他施設の修理、その他の者に対する損害賠償等（急速充電器に起因する事故・火災に限る）			○
	その他施設の修理、その他の者に対する損害賠償等（急速充電器に起因する事故・火災を除く）	協議による		
充電車両駐車場所の舗装の損傷	舗装の修理			○
充電車両駐車場所の適正利用 （充電車両からの運転手の離脱、充電車両以外の駐車及び営業時間外の利用の禁止。充電待ち車両の発生抑制等）	急速充電器本体への貼紙や予約画面等での掲示、コールセンターでの注意喚起等			○
	運転手等への注意喚起（場内放送等）		○	
急速充電器に関する問い合わせの対応	コールセンターで対応（コールセンターの周知を含む）			○
	コールセンターの電話番号を案内	○	○	
六甲山牧場が臨時休業時の対応	丙に事前連絡		○	
	利用者に周知、予約の休止等			○
急速充電器の休止	乙に事前連絡、利用者に周知			○

※原則として、充電行為に伴わないものは甲又は乙、充電行為に伴うものは丙が責任を負うものとする。